



県報

平成17年 3 月25日 (金) 号外 第 12 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

# 目 次

#### 規則

技能労務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則 (人 課) 2 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課) 2 島根県改良普及員資格試験に関する条例施行規則を廃止する規則 (農業経営課) 5 島根県林業改良指導員資格試験に関する条例施行規則を廃止する規則 業 課) 5 (林 島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課) 6 公企規程 島根県企業職員の給料の特例に関する規程の一部を改正する規程 21 教委規則 労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 21 人委規則 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 21 公安規則 警察署協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部)

## 公布された条例等のあらまし

技能労務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則(規則第35号)

- 1 規則の概要
- (1) 減額後の給料月額を、給料月額を算出基礎とする諸手当等(退職手当を除く。以下「諸手当等」という。) の算出の基礎とすることとした。
- (2) 職務の級が 1 級である技能労務職員の諸手当等の算出については、給料月額から100分の 3 を減じて得た額を基礎とすることとした。
- 2 施行期日等

平成17年4月1日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与の特例に関する規則の規定は、平成17年4月分以後の給与について適用することとした。

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第36号)

- 1 規則の概要
- (1) 営業区域の記載方法の変更及びそれに伴う様式の整理(第3条・様式第1号・様式第4号・様式第6号・様式第9号・様式第10号関係)
- (2) その他規定の整理
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県改良普及員資格試験に関する条例施行規則を廃止する規則(規則第37号)

1 規則の概要

島根県改良普及員資格試験に関する条例施行規則は、廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県林業改良指導員資格試験に関する条例施行規則を廃止する規則(規則第38号)

1 規則の概要

島根県林業改良指導員資格試験に関する条例施行規則は、廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(規則第39号)

- 1 規則の概要
- (1) 広告物又は提出物件を保管した場合に作成する保管物件一覧簿を備える場所は、所轄の支庁又は土木建築事務所とすることとした。(第6条の2関係)
- (2) 広告物又は提出物件を保管した場合に作成する保管物件一覧簿の様式を定めることとした。(第6条の2・様式第6号の2関係)
- (3) 広告物又は提出物件の返還に係る受領書の様式を定めることとした。(第6条の3・様式第6号の3関係)
- (4) その他規定の整理
- 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

規則

技能労務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県規則第35号

技能労務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給料の特例に関する規則(平成15年島根県規則第34号)の一部を次のように改正する。

題名中「給料」を「給与」に改める。

本則中「受ける技能労務職員」の次に「(以下「技能労務職員」という。)」を加え、ただし書を次のように改める。 ただし、退職手当の算出の基礎となる給料月額は、技能労務職員規則第2条等の規定により定められる額とし、職務 の級が1級である技能労務職員の給料の調整額、手当(退職手当を除く。)の額及び勤務1時間当たりの給与額(技能 労務職員規則第5条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)第 12条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。)の算出の基礎となる給料月額は、技能労 務職員規則第2条等の規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与の特例に関する規則の規定は、平成17年4月分以後の給与について適用する。

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県規則第36号

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和61年島根県規則第7号)の一部を次のように改正する。 第3条第3項第6号を次のように改める。

(6) 営業区域ごとに連絡をとり、若しくは連絡をとろうとする浄化槽清掃業者若しくは浄化槽関係団体に係る事項を記載した浄化槽清掃業者又は浄化槽関係団体との連絡に関する確約書(様式第4号)又は浄化槽の適正な管理に資することを証する書類として知事が認めるもの

様式第1号表面中「 - 」を削り、
「 営業区域の数 営業区域に係る市町村名 を
「 営業区域 に改め、同様式裏面中
「担当する営業区域 (市町村名を記入)」を「担当する営業区域」に改める。
様式第3号中「 営業所名 年月日 に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第3条関係)

浄化槽清掃業者又は浄化槽関係団体との連絡に関する確約書

年 月 日

住 所

ふりがな 氏 名

(EII)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第3条第3項第6号の浄化槽清掃業者又は浄化槽関係団体は、次のとおりです。

営 業 区 域	
`` <b>`</b>	住 所 (法人にあっては、) 所在地
浄化槽清掃業者	氏 名 /法人にあっては、 営業所名及び代表 者の氏名
	所 在 地
浄化槽関係団体	名称及び代表者の氏名

様式第5号表面中「 - 」を削り、同様式裏面中

「担当する営業区域

様式第6号中「営業区域に係る市町村名」を「営業区域」に改める。

様式第7号中「 - 」を削る。

様式第8号中「 - 」を削り、「廃止等」を「廃業等」に、「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

様式第9号中「 - 」を削り、

· (単位:基数)

	営業区域に係る市町村名									
浄化槽管理 士名	専任区域	浄化槽	兼任区域	浄化槽						

 浄化槽管理

 士名

 専任区域

 保守点検する

 浄化槽基数

 保守点検する

 浄化槽基数

に改める。

を

「営業区域

(市町村名)」

様式第11号中「 - 」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県改良普及員資格試験に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県規則第37号

島根県改良普及員資格試験に関する条例施行規則を廃止する規則

島根県改良普及員資格試験に関する条例施行規則(昭和59年島根県規則第53号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による廃止前の島根県改良普及員資格試験に関する条例施行規則第8条第1項の合格証書の交付を受けた者 に係る同条第2項の規定は、この規則の施行の日から平成20年3月31までの間は、なおその効力を有する。

島根県林業改良指導員資格試験に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県規則第38号

島根県林業改良指導員資格試験に関する条例施行規則を廃止する規則

島根県林業改良指導員資格試験に関する条例施行規則(昭和60年島根県規則第10号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による廃止前の島根県林業改良指導員資格試験に関する条例施行規則第6条第1項の合格証書の交付を受けた者に係る同条第2項の規定は、この規則の施行の日から平成20年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 島根県規則第39号

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

島根県屋外広告物条例施行規則(昭和49年島根県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条中「広告物等許可申請書」を「屋外広告物許可申請書」に改める。

第3条第4項、第3条の2及び第3条の3中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第3条の4第1項中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同条第2項中「広告物等変更許可申請書」を「屋外広告物変更許可申請書」に改める。

第5条の2(見出しを含む。)中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改める。

第6条中「広告物等除却届」を「屋外広告物除却届」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(保管物件一覧簿)

第6条の2 条例第13条の3第2項の規則で定める場所は、所轄の支庁又は土木建築事務所とする。

2 条例第13条の3第2項の規則で定める様式は、様式第6号の2のとおりとする。

(受領書の様式)

第6条の3 条例第13条の7の規則で定める様式は、様式第6号の3のとおりとする。

第8条第1項中「広告物等設置届」を「屋外広告物設置届」に改め、同条第2項中「広告物等管理者設置届」を「屋外 広告物管理者設置届」に改め、同条第3項中「第17条第3項」の次に「又は第4項」を加え、「広告物等設置者等変更 届」を「屋外広告物設置者等変更届」に改め、同条第4項を削る。

第12条中「経由しなければならない」を「経由することができる」に改める。

別表第2第5号の項中「設置する広告物等」を「表示する広告物又は設置する掲出物件」に改め、同表第7号の項中「掲出する広告物等」を「表示する広告物又は設置する掲出物件」に改め、同表第8号の項中「つり下げる広告物等」を「表示する広告物又は設置する掲出物件」に改め、同表第9号の項中「表示する広告物等」を「表示する広告物又は設置する掲出物件」に改め、同表第10号の項中「を利用する広告物等」を「に表示する広告物又は設置する掲出物件」に改める。

様式第1号を次のように改める。

### 様式第1号(第2条関係)

屋外広告物許可申請書

年 月 日

島根県知事様

住所 申請者 氏名

(EII)

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

広告物の表示又は掲出物件の設置についての許可を受けたいので、次のとおり申請します。

#### 広告物又は掲出物件の種類

個	数(数量)	個(枚) 表 示 面 積 (1枚につき)					
表	示(設置)場(所						
管	理    者	(住所) (電話)					
E	连 1	(氏名) (職業)					
T	事施工者	(住所) (屋外広告業届出済番号)					
	尹 ル エ 1	(氏名)					
エ	事施工予定期日	許可の日から 日以内に竣工					
表	示(設 置)期 間	年 月 日から 年 月 日まで					

- 添付書類 1 形状、寸法、材料、実測構造図、意匠、色彩、表示の方法その他広告物又は掲出物件の大要を示す もの
  - 2 位置図、付近見取図及び実測平面図
  - 3 表示し、又は設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、その者の許可、認可、承諾等を 得たことを証する書類
  - 4 はり紙又ははり札の申請に際しては、記入内容を省略し、その見本を添付すること。
- 備 考 1 野立広告物にあっては、鉄道、道路及び付近の広告物又は掲出物件との距離及び間隔を図示すること。
  - 2 「管理者」欄に記入した場合は、屋外広告物管理者設置届の提出は不要
  - 3 申請書は、2部提出すること。

#### この申請を(別記条件を付して)許可する。

		年	月	日
許	指令	第		号
可	自	年	月	日
	至	年	月	日

島根県知事

印

(0) 3/13/12 3	140	112 /1	TIX	100 T   T   0 / 1 2 0 T	
様式第1号の2中「広告物等変更許	可申請書」を	「屋外広告物	変更許可申請書	」に、「広告物等の表示(設置)」を	Ē
「広告物の表示又は掲出物件の設置」に	こ改め、「記」	を削り、「瓜	広告物等の種類」	を「広告物又は掲出物件の種類」に改	Į
める。					
様式第6号を次のように改める。					

様式第	0		/	~~	C	$\sim$	88 / 2	たゝ	
	n	ᆖ	-	#	h	$\Rightarrow$	¥ 112	4	١

屋	ΔL	仄	告	₩∕π	K 仝	刦	届
14	יועי	1/\		47/1	אלנו	ᄺ	/PP

年 月 日

島根県知事様

住所 届出者

氏名

Ħ

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

年 月 日付け 指令 第 号をもって許可を受けた広告物又は掲出物件を除却しましたので届け出ます。

 広告物又は掲出物件の種類及び数量

 表示(設置)場所

 表示(設置)期間
 年月日から年月日まで

 除却した年月日
 年月日

 除却した理由

(10) 号外第 12 号	島	根	県	報	平成17年3月25日
様式第6号の次に次の2様式を加える。					

		Г		
	華			
	返却金額			
	保管場所			
	保管を始めた日時			
無	除却した日時			
数 十	設置されていた場所			
保	一种			
	光			
	名称又は種類			
	整理番号			

	第6条の3関	1.3. )								
			受	領	Ē	畫				
								年	月	日
島根県知事	枝	羡								
				受領者		っては、主たる事 <del>?</del> 活番号	務所の所在地、	名称及び	が代表者の	<sup>印</sup> )氏名)
次のとおりД	公告物又は掲出	出物件(若し	くは現金)	の返還を	受けまし <i>†</i>	- -				
返還を受	けた日時									
返還を受	けた場所									
	整理番号									
返還を受けた 広告物又は掲 出物件	名称又は種 類									
	数量									
(返還を受Ⅰ	ナた金額)									

注 印の欄は、記入しないこと。

5%第14号	珂	1112	木	ŦIX		平成17年3月	Z0 <b>□</b> (15)
樣式第 7 号表面中「島根県屋外広告物条例	」を	「島根県屋外	ト広告物	勿条例(抜粋).	」に改め、	同様式裏面中「	· 広告物等 」
を「広告物又は掲出物件」に改める。							
様式第8号から様式第11号までを次のよう	に改	める。					

様式第8号(第8条関係)						
	屋	外 広	告 物	設置届		年 月 日
島根県知事	羕					
			届出者	住所 氏名 法人にあっては、主た 電話番号	こる事務所の所在地、そ	印 名称及び代表者の氏名)
年 月 日代設置しましたので届け出ます		第	号をも	って許可を受けれ	た広告物を表示し	J、又は掲出物件を
設置者等	(住所)					
W = 1 3	(氏名)					
広告物又は掲出物件の種類	(種類)					
及び数量	(数量)					
表示(設置)場所						
表示(設置)期間	1	年	月 E	から	年 月	日まで
工事施工者	(住所)					
工 争 爬 工 有	(氏名)					
備考						

<b>送士笠</b>	ᇰᄆᇭ	2 (	<b>谷</b> 0	条関係	`
你儿.玩	0.75	Z (	<b>55</b> 0	分は美国が	)

式第8号の2(第8条関係)											
	屋外広告物管理者設置届										
	年 月 日										
島根県知事	<b>兼</b>										
	住所 届出者 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号										
年 月 日付け 指令 第 号をもって許可を受けた広告物又は掲出物件につき、管理者を設置しましたので届け出ます。											
管 理 者	(住所)										
<b>自                                    </b>	(氏名)										
広告物又は掲出物件の種類 及び数量											
表示(設置)場所											
表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで										
備考											

注 「表示(設置)場所」欄の場所が多くあるときは、図示すること。

(16) 号外第 12 号					根	県	報		平成17年	三3月25	5日		
様式第9号(第8条関係)													
				屋外	広告物設	置者等変	更届						
									年	月	日		
島根県知事		<b>†</b>	羕										
					届出	住所 出者 氏名					<b>(</b>		
					(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号								
	年 月 日付け 指令 第 号ををもって受けた許可に係る設置者等について次のとおり変更しましたので届け出ます。									のとお			
	ग्रोऽ	更前	(住所)										
設置者等	攵	史 削	(氏名)										
双	ग्रोऽ	<b>西</b>	(住所)										
	安	更後	(氏名)										

年 月 日から 年 月 日まで

注 「表示(設置)場所」欄の場所が多くあるときは、図示すること。

広告物又は掲出物件の種類

表示(設置)場所

表示(設置)期間

及び数量

様式第11号	(	笙	9	<b>条関係</b>	)
リホエレカコーフ	•	ᅏ	J	ᅏᅜᄱ	,

(N) ( N) ( N) ( N) (N) (N)	
	屋外広告業届出書年月日
島根県知事	ŧ
	住所 届出者 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
屋外広告業を営もうとする	電話番号
商 号 又 は 店 名	
代表者の氏名	従業員数人
主たる営業所の所在地	
講習会修了者等の氏名及び	(氏 名)
所属営業所	(所属営業所名)

注 法人にあっては、定款又は寄附行為を添付すること。 個人にあっては、営業種目を記入した書類を添付すること。

号外第 12 号		島	根	県	報	平成17年 3 月25日 (19)
様式第12号中「(電話	局	番)」	を			
「 法人にあっては、主たる事業 所在地、名称及び代表者の日 電話番号	1	', ГТ	「記のとお	りお届けり	します」:	を「、次のとおり届け出ます」に改め、
「記」を削る。						
様式第13号を次のように改める	5.					

+学一学410日	(第10条関係	`
MV T R 1.57		- 1

屋	ЫL	<b>r</b>	#	州加	華	됬	$\triangle$	竝	≐華	百百	#	
冱	ツト	1/、	$\overline{}$	1///	軸		7	Δ.	抽		害	

年 月 日

島根県知事様

住 所 <sub>ありがな</sub> 氏 名 職 業

生年月日

屋外広告物講習会を受講したいので、次のとおり申し込みます。

講	習	要	目	受	講	希	望	<b>0</b>	有	無	備	考
屋外	広告物の法令に	関する事	項		有				無			
屋外	広告物の表示に	関する事	項		有				無			
屋外	広告物の施行に	関する事	項		有				無			
岳 屋	オス辻上竿の夕称	住	所									
所属する法人等の名称		氏	名									

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

## 島根県公営企業管理規程

島根県企業職員の給料の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 滑田信義

#### 島根県公営企業管理規程第1号

島根県企業職員の給料の特例に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業職員の給料の特例に関する規程(平成15年島根県公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。 題名中「給料」を「給与」に改める。

本則ただし書中「手当の額及び勤務1時間当たりの給与額(企業職員条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。)」を「退職手当」に改め、「給料月額は、同条の規定により定められる額」の次に「とし、職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)第15条の5第2項の期末手当基礎額の算定について同条第5項の規定の適用を受けることができない職員の手当の額(退職手当を除く。)及び勤務1時間当たりの給与額(企業職員条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。)の算出の基礎となる給料月額は、企業職員規程第2条の規定により定められる額から、当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額」を加える。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行し、この規程による改正後の島根県企業職員の給与の特例に関する規程の規定は、平成17年4月分以後の給与について適用する。

# 教育委員会規則

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

### 島根県教育委員会規則第9号

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

労務職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「、技能労務職員の給料」を「、技能労務職員の給与」に、「及び技能労務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則(平成16年島根県規則第58号)附則第2項の規定」を「、技能労務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則(平成16年島根県規則第58号)附則第2項の規定及び技能労務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則(平成17年島根県規則第35号)の規定」に改める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行し、この規則による改正後の附則第4項中技能労務職員の給与の特例に関する規則の規定を準用する規定は、平成17年4月分以後の給与について適用する。

# 人 事 委 員 会 規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第3号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和63年島根県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「農業試験場」を「農業技術センター」に、「畜産試験場」を「畜産技術センター」に改め、同条第4項第10号中「緑化センター」を「農林水産部林業課」に改め、同項第11号中「隠岐支庁土木建築局工務部隠岐空港管理所」を「隠岐支庁土木建築局維持管理部隠岐空港管理所」に改める。

第8条第1項中「又は護岸」を「若しくは護岸又は洪水警戒体制時におけるダム」に改める。

第19条第1項中「条例第29条第1項第2号(イを除く。)」を「条例第29条第1項第1号」に改め、同条第2項中「条例第29条第1項第2号イ」を「条例第29条第1項第2号ア」に、「福祉事務所総務企画情報グループに勤務」を「専ら福祉に関する指導又は調査の業務に従事」に改め、同条第3項を削る。

第28条第3項中「条例第28条第1項第2号」を「条例第28条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

# 公安委員会規則

警察署協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県公安委員会委員長 増 原 久 子

#### 島根県公安委員会規則第7号

警察署協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 警察署協議会の運営等に関する規則(平成13年島根県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

島根県三成警察署協議会 4人 島根県木次警察署協議会 6 人 島根県掛合警察署協議会 5人 島根県出雲警察署協議会 10人 別表中 島根県平田警察署協議会 5人 4 人 島根県大社警察署協議会 島根県大田警察署協議会 6人 島根県温泉津警察署協議会 3人

島根県雲南警察署協議会15人を島根県出雲警察署協議会19人島根県大田警察署協議会9人

に改める。

第2条 警察署協議会の運営等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中 | 島根県松江警察署協議会 10人 | を | 島根県松江警察署協議会 15人 | に

 島根県雲南警察署協議会
 15人

 島根県出雲警察署協議会
 19人

 島根県大田警察署協議会
 9 人

 島根県川本警察署協議会
 6 人

 島根県江津警察署協議会
 6 人

 島根県雲南警察署協議会
 9人

 島根県出雲警察署協議会
 15人

 島根県大田警察署協議会
 7人

 島根県川本警察署協議会
 5人

 島根県江津警察署協議会
 5人

に改める。

附則

この規則中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。